

議案第 6 2 号

大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部改正について

大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 1 年 9 月 3 日提出

大口町長 酒 井 鎧

(提案理由)

この案を提出するのは、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 3 0 号）の施行による地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）の一部改正に伴い、この条例を改正するため必要があるからである。

大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年大口町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条中「、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(職員) 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会および調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員および嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。 (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者 <u>(2) 大口町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年大口町条例第8号）の適用を受ける者</u> <u>(3) 大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の適用を受ける者（この条例に定めがない事項）</u> 第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条及び<u>第46条を除く。</u>）の規定の例による。	(職員) 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会および調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員および嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。 (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者 <u>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者</u> <u>(3) 大口町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年大口町条例第8号）の適用を受ける者</u> <u>(4) 大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の適用を受ける者（この条例に定めがない事項）</u> 第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条、<u>第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）を除く。</u>）の規定の例による。